

第三章 古代・中世

第一節 古 代

一 阿岐国から安芸国へ

阿岐国

三世紀から四世紀にかけて、大和朝廷は筑紫・吉備・出雲など地方に分立していたクニ(国)を、漸次支配下にいれて全国統一を推進していったが、熊野盆地を包含する阿岐国も支配下に組込まれていた。『先代旧事本紀』卷十の「国造本紀」によると、

しがたかあまほのみかど 志賀高穴穗朝に、あめのゆつひのりごと 天湯津彦命の五世孫、あきはやたまのふこと 飽速玉命を阿岐国造に定め賜ふ。

とあり、成務天皇の治世に飽速玉命を阿岐国造に任命したことを伝えている。ところで『先代旧事本紀』については、偽書であるとする説もあり、その史料的价值に問題があるので、記載内容全般にわたって信頼できないけれども、「国造本紀」の部分は『古事記』や『日本書紀』以外の依るべき原資料にもとづいて編集されたと考えられるので、単純に偽りであるとして斥けるのは独断に過ぎるであろう。ただ初めて阿岐国造が任命された時期を、成務天皇の治世とする点は史実とは考え難いし、また飽速玉命についても実在の人物とはなし難く、「飽」は阿岐国のアキの地名で、原義は穀物のみのり豊かな土地という意であり、「速玉」は映える玉で宝玉を依代とする神霊の意であって、おそらく阿岐国造が幾世代にもわたり、祖先神として信仰してきた神名であろう。結局、「国造本紀」によって、阿岐国および国造の存在を確かめることはできても、その成立時期や国造として勢

威をふるった豪族名までは明らかにならない。

広島県内最大の前方後円墳は、周知のように西条盆地はほぼ中央に位置する三ツ城古墳である。この古墳は全長およそ八四メートルで、その築造年代は五世紀後半ごろと考えられており、国造層の地方豪族が遅くとも此頃に西条盆地に出現していたことを示している。この前方後円墳は多分阿岐国造層の豪族を被葬者とする墳墓とみてまちがいないであろう。熊野盆地はこの西条盆地に隣接しており、五世紀ごろにはすでに此処の国造層の豪族の支配下にはいつていたであろう。まことに珍しいことであるが、熊野盆地には前方後円墳あるいは後期古墳がいまだ一例も発見されておらず、そうなるとこの盆地には五・六世紀ごろ豪族や有力な農民層が出現する余裕がなかったのであろうか。

安芸国

七世紀にはいると、隋・唐の国家体制をモデルとする国づくりが意欲的に推進される。その気運は遣隋使・遣唐使に伴なわれて派遣されていた学問僧・留学生らの相次ぐ帰朝によって刺激をうけ、七世紀中ごろに急激に昂まったわけであるが、孝徳天皇の治世における改新政府の樹立と諸改革を契機に、七世紀後半の約半世紀を通じて、天智天皇による近江令の編纂・施行、天武天皇・持統天皇による浄御原令の編纂・施行と続いて、新しい律令体制の国づくりが曲折を経ながらも進められ、やがて八世紀初頭の文武天皇の治世において、大宝律令の編纂・施行をもって完成することになるのである。いわゆる律令国家体制の確立である。それは天皇を中核とする中央集権の官僚支配機構の確立を意味し、その機構を通じて一元的に人民を統制支配し、人民から租・庸・調・雑徭・兵役などを徴発することによって、政府の財源および軍備に充当する体制である。それでは律令国家における地方行政組織の形成過程について概観してみよう。従来、大和朝廷のもとでは、国造が支配する国の下部組織としては、一般に村首が支配する村が形成されており、六世紀から七世紀前半

ごろにかけては原則的には国—村という地方行政組織であったと考えられる。この制にまず改革を加えたのが、孝徳朝の評制施行である。これは従前の国造制の改革であって、大国造の支配する国の場合には分割して評を設け、小国造の国の場合にはほほそのままを移行して評としたのである。例えば、吉備穴国造の支配していた穴国（現在の福山市東半・神辺町・加茂町）が穴評と改められ、国造であった穴君が評造に任命されるといった具合である。阿岐国の場合には、たぶん阿岐評・佐伯評・賀茂評・沼田評・山県評・高田評などに次々と分割され、国造層の凡直・佐伯直を称する豪族その他が評造に任命されて行政を担当したのである。要するに、従来は比較的独立性の強かった国造を解体して、中央政府が直接任命する地方官たる評造に切替えたのである。この作業は孝徳朝に一举に断行されたのではなく、漸次全国に及ぼされてゆき、天智朝の庚午年籍作成のころには完成したと推測されるのである。

それから評の下部行政単位について述べると、奈良県高市郡明日香村の伝飛鳥板蓋宮跡から、「白髪部五十戸」と記された木簡が出土し、それと同時に出土した別の木簡に「大花下」という冠位名を記したものがあつた。「大花下」は大化五年（六四九）から天智三年（六六四）まで施行されていた冠位一九階制の冠位名であるので、この時期にすでに五〇戸編成の里が設けられていたことを知る。白髪部五十戸は後の備中国窪屋郡白髪里であるらしい。また静岡県浜松市の伊場遺跡から

辛巳年正月生十日柴江五十戸人

と書かれた木簡が出土している。辛巳年は天武十年（六八二）とみなされ、柴江五十戸はのちの遠江国敷智郡柴江里である。このようにみると、五〇戸一里制の編成作業も評制改革と並行して行われたらしく、庚午年籍作成のころには、ほぼ全国的に編成替えを終了していたと考えてよからう。この五十戸長（里長）には従前

の村首層の有力農民が選任されたとみなされる。

さて、最後に評の上部行政単位である国と国宰について触れておかねばならない。国宰は中央政府から派遣されて常駐する地方官であるが、その創置時期は明らかではない。『播磨国風土記』讃容郡の条に、「近江天皇の世に、道守臣この国宰となり」とあり、天智天皇のときに任命された例があるので、庚午年籍作成（六七〇年）ごろには、これまた全国に設置されていたのではあるまいか。

やがて大宝元年（七〇一）から大宝二年（七〇二）にかけて、大宝律令が施行されると、地方行政制度は大幅に改革された。まず諸国の場合、国宰制にかわって国司制となり、従前の国宰が行使した行政権・警察権・裁判権に加えて、新たに財政権と軍事権が附与され、管内において絶大な権力を掌握することになる。一方、下部組織の評制は郡制に改められ、郡司は旧国造層の地方豪族および有力豪族のうちから選任される点で大きな変化を認めないが、その位階は内位と区別して外位に位置づけられて極端に低くなり、また職務内容も令文によると、所部を撫養し、郡のことを検察すると規定し、きわめて抽象的なものにすぎなくなっており、実際の行政権限は従前よりも大幅に制限かつ縮小されて、国司のもとに吸収されていたと考えられる。

里制は五〇戸一里制がそのまま継承され改められることはなかった。里には里長が置かれ、戸口の掌握、勸農、警察事務、徴税などの職務を担当した。里は必ずしも境界を画定して設けられたものでなく、通例隣接する二ないし三の自然集落をまとめて編成したと考えられるので、現実には地名を冠した里名が比較的多く存在した。里内には五保制があり、五戸をもって構成した隣保組織がつくられ、諸事相互に連帯責任をもつよう義務づけられた。

戸制は戸籍・計帳に登載される行政単位であって、戸主を中核に、主として血縁でつながる者をもって構成

され、およそ二〇名前後から三〇名前後の員数であるが、同居する複合家族そのものであるかどうかについては議論のあるところである。要するに、戸は政府が直接人民を掌握するための最小基礎単位として設定されたものであり、班田收授制の実施および租・庸・調・雑徭・兵役などの徴発の便宜のために組織されたのである。この里および戸制は霊龜元年（七一五）に改正されて、郷里制および郷戸房戸制となり、二五年余を経た天平十二年（七四〇）ごろには郷制および郷戸制となつて、以後改められることはなかつた。

二 律令制下の養限郷

安芸郡の諸郷

さて、律令制下の熊野盆地にたちかえる。この時代の熊野盆地は安芸国安芸郡に含まれた。

安芸郡内の郷名については、『和名類聚抄』に記載されているが、この書物は古代の漢語

や郡郷駅名に、和名||日本の訓みを附し、それを類別し編纂したもので、編者は一〇世紀に活躍した学者、源

順である。本書には一〇巻本と二〇巻本の二系統があり、郷名を別記しているのは二〇巻本の方で、巻六から

巻九までの四巻である。安芸国は巻八に含まれているが、いま安芸郡の郷名を列挙してみると、

漢辨加倍

弥理美利

河内加布知

田門太度

幡良波羅

安藝

船木

養限夜乃

阿滿阿末

宇山

の一〇郷である。これは高山寺本によつたが、大東急記念文庫本は、ほかに

駅家

を加えて一郷としている。漢弁はカベとよみ、現在の広島市安佐北区可部町あたり、旅理はミリとよみ、現在の可部町上町屋・下町屋を中心とするあたり、河内はカフチとよみ、現在はコウチというが、その遺称地は明らかでなく、広島市安佐南区佐東町温井・中調子あたりかと考えられる。田門はタトで、その遺称地は不明であるが広島市東区福田あたりか。幡良はハラとよみ現在の広島市安佐南区祇園町東原・西原あたり、安芸はアキで、現在の安芸郡府中町を中心とするあたり、船木はおそらくフナキとよむのであろうが、その遺称地は不明、倉橋島あたりか。それから養隈については後に述べるとして、つぎの阿満であるが、そのよみはアマで、遺称地は古代末期から中世にかけて存在した安摩^{あま}荘^{のしやう}の地域で、現在の広島市安芸区矢野町から呉市に及ぶ海岸地域から、



図3-1-1 安芸郡郷図

対岸の江田島町・音戸町・倉橋町の島嶼を含む。宇山はウヤマとよむのであろうが、もしそうであるならば遺称地は明らかではない。最後に駅家はウマヤで、これは山陽道に設置された駅家に所属する駅戸をもって編成された郷である。山陽道は大路であるので、令制では各駅二〇戸を定数とするが、現実には多少の増減はあったであらう。『延喜式』兵部によると、安芸国には一三駅があり、そのうち安芸郡内には、荒山と安芸の二駅があった。山陽道は西条盆地を通って大山峠あたりの大山駅から西へ瀬野川に沿って下り広島市安芸区瀬野川町中野に荒山という字名の地があるから、荒山駅はこのあたりに設置されていた。そこから川沿いにくだって畑賀へはいり、甲越峠（国府越え）をこえて安芸郡府中町に入る。ここは国府の置かれたところであり、駅も国府に隣接して設けられていたと推定される。現在のところ、駅家郷が荒山か、安芸か不明である。あるいは宇山は荒山か。要するに、律令制下の山陽道は瀬野川の流れに沿って設けられていたのである。熊野盆地から山陽道に出るには熊野川に沿って下り、瀬野川の流れる谷へ出ればよい。

以上、安芸郡の諸郷について現地比定を簡単に説明してきたのであるが、そのうちの養隈郷に関しては、『和名類聚抄』のつけた和名に疑問があるので、いささか考察を加えて、この郷が熊野盆地に存在したことを述べたい。

養隈郷

養隈について、『和名類聚抄』の高山寺本は「夜乃」、大東急記念文庫本は「也乃」とよみをつけており、諸本いずれも「ヤノ」である。だから文政八年（一八二五）に著わされた『芸藩通志』は、『養隈は矢野村なり。隈は濃の誤なるべし』と述べて、『和名類聚抄』のつけたよみを重視して、隈を濃と、訂正している。この考え方は原則として、支持され、うけ継がれて、昭和五十五年（一九八〇）刊行の『広島県史』原始・古代（通史一）にも、「養濃 諸本が郷名を「養隈」とするのは誤りで、訓は道円本が「也乃」、高山寺本が

「夜乃」としているから、当然ヤノであり、養濃でなければならぬ。中世の矢野浦・矢野城、近世初期矢野村のあった地域にあてねばならない。江戸時代に平谷・押込・川角・矢野・大屋の五カ村に分かれた。現在の広島市矢野町である。」と述べている。すなわち、これが代表的見解と考えてよく、養隈については、『芸藩通志』以後ずっと、隈は濃の誤りて、訓は当然ヤノであるべきであつて、現在の広島市安芸区矢野町を中心とする地域にあつた郷とするのである。

ところで、養隈の隈を簡単に濃に改めてよいであらうか。『和名類聚抄』の編者源順は応和二年(九六二)から康保三年(九六六)までの足かけ五年間、民部省の官吏であつた。民部省は戸籍・計帳・国郡図帳・駅簿など、諸国の郷名・駅名を知ることができ、帳簿を保管しているところであり、彼は省の倉庫に保管されている古い帳簿を利用して、郷名を列記したと考えて間違いないところで、原資料となつた古い帳簿は、おそらく九世紀に遡るものと推測される。そうなると、編者が列記した郷名は、まずはじめに漢字二字をもって表記してあるのであつて、和名の訓は表記後につけたのである。すなわち、漢字二字の郷名が諸本とも異字がない場合、簡単に変改を加えることは慎重でなければならない。まして和名の訓を優先して漢字二字の郷名を変改することは合理的な考え方ではない。

そこで、『和名類聚抄』のもつとも古い写本といわれる高山寺本(一一世紀後半ごろから一二世紀末ごろまでに書写されたらしい)が「養隈夜乃」と記載する郷名について考えてみると、『芸藩通志』以後の通説は和名の訓「ヤノ」を重視して「隈」を「濃」と変改しているのは、まさに主客顛倒した非合理的解釈である。むしろ和名の訓にはこだわる必要はなく、「養隈」そのものに先にこだわらねばならない。京都に住む一公家がきわめて限られた伝聞を抛りどころにして附した和名の訓など間違っている場合も充分にあり得るのである。それでは「養隈」



図3-1-2 熊野川

「川や道などが極端にひどく曲り込んだところ」という意味である。

さて、このような意味から転じて地名となるようなところを、安芸郡内でもとめるとすれば、それは熊野盆地を措いてほかにない。熊野盆地を流れる熊野川が新宮・水落迫・奥谷・下切を経て瀬野川へ合流するあたりはまさに、ヤクマの状態である。熊野川も元来は「隈の川」「クマノカハ」である。ヤが脱落したのである。そして、

の和名の訓は何か。「養」は『和名類聚抄』巻五の郡部にみえる但馬国の養父郡には「夜不」の訓が記され、「養」は「ヤ」である。「隈」は同巻の備後国沼隈郡には「ぬ乃久万」の訓が附され、「ヌノクマ」と読むことは周知のとおりであり、「隈」は「クマ」である。すなわち「養隈」は「ヤクマ」である。つぎに、ヤクマの意であるが、ヤはイヤのつゞまった副詞で、たとえば『古事記』上巻の稲羽の素戔の段にみえる「最端に伏せる和迹、我を捕へ 悉 我が衣服を剥ぎぎ。」の「最端」を「イヤハシ」と訓むイヤと同じ用法で、「もつとも」の意である。クマは『日本書紀』卷十一の仁徳天皇三十年条にみえる磐姫皇后の歌謠に「つぎねふ 山背河を河浜り 我が浜れば 河隈に立ち栄ゆる 百足らず 八十菜の木は 大君ろかも」とみえるなかの河隈をカハクマと読む場合と同じ用法であって、河が大きく彎曲したそのまがり目を指すのである。要するに、ヤクマとは

熊野盆地の主要道路はこの川に沿いながら下って山陽道に達した。郷はもと里と称したが、靈龜元年(七一五)に改称したもので、一郷は五〇戸をもって編成された。一戸はおよそ二〇人から三〇人ぐらいの複合家族であったから、一郷の人口は大体一〇〇〇人から一五〇〇人ぐらいであった。だから郷の設定には人口の密集していないところでは相当に広汎な地域を含むものであったと推測される。そうすると、養隈郷は、『芸藩通志』がいう熊野七郷にあたるところの熊野村・川角村・平谷村・押込村・苗代村・栃原村・焼山村と熊野村の北で隣接する阿戸村を加えた地域である。

それでは矢野についてはどのように考えられるであろうか。『卷子本厳島文書』のなかに、仁治三年(一二四二)三月十二日付の「安芸国安摩荘内衣田島荘官百姓等解」という文書がある。これは仁治三年に江田島の下級荘官紀為宗という者が佐伯郡宮内(現在の佐伯郡廿日市町)の俊士次郎・同三郎らに、以前に貸していた錢を返済してもらうべく、出かけていって殺害された事件について、江田島の荘官平守証以下八名の有力百姓が訴え出したものである。そしてこの解文に、同じ安摩荘に所属している矢野浦と波多見浦の荘官が、事件が事実であることを証明する署判を加えている。すなわち安摩荘はその主要部分が矢野浦・江田島・波多見浦の三地区を含んでいることを明示しており、矢野浦はいうまでもなく現在の矢野町を中心とするところで、衣田島は現在の江田島、波多見島は現在の倉橋島の東北部の音戸町を中心とするところであるが、おそらく現在の倉橋町も含めて倉橋島も荘域であったのであろう。このように広島湾の東半沿岸部から江田島・倉橋島におよぶ海人の居住域を中世には安摩荘と称していたことを知るのであるが、それよりも重要なことはこの地域が古代の安芸郡安満郷に遡ると見做すべきであろうという点である。そうすると古代の矢野浦は安満郷に属していたのである。矢野浦は北西部分は海に面しているけれども、東から南へかけては金ヶ灯籠山、絵下山、堯喜山、明神山と五百米前後の相

当峻な山丘が海岸近くまでせまってきた地勢であり、これら山丘を隔てて東部にある熊野盆地とは隔絶した感があり、矢野浦と熊野盆地とは、そこに居住する住民の生業も、浦方は海人の集落であるのに対し、里方は農耕民の集落であった。ところで、『広島藩諸覚書帳』によれば、矢野は「只今免帳ニハ五村ニ分リ申候。矢野村押込村平谷村大座村川角村」と記載されており、江戸時代のはじめごろ旧矢野村を分解して五カ村としたことが知られる。そうすると、熊野盆地の川角・平谷・押込の三村を含んでいたことになり、かならずしも矢野浦は東部後背の峻な山丘と隔絶していなかったような印象をもつ。この現象はどのように理解すべきであろうか。これは一五世紀中ごろから一六世紀中ごろまでの約百年間、矢野の保木城に拠って活躍した戦国大名野間氏の領国との関連が深いと考える。野間氏は矢野を本拠としながら東部山丘を越えて平谷・川角・押込を取り込んで、それに南岸の大屋あたりを加えて領国を形成していた。『尾崎八幡宮文書』の享祿三年（一五三〇）四月一日付の野間興勝による尾崎八幡宮祝師役任命の書状にみえるところの「屋能郷」であって、畢竟それは古代に溯る郷とは関連づけない方がよい。むしろ『芸藩通志』安芸郡熊野村の条に、「此以下七村を熊野七郷と称す。此村の名は、村内に熊野社を置く、故に名かと思へれど、中古は橋賀村とも呼びぬ、はしかは端辺の意にて、郡の端に居る義によるにや、さればくまのも、本は限の義、後村名によりて、熊野社を勧請せしやも知るべからず」とあり、熊野・川角・平谷・押込・苗代・枋原・焼山の七村を「熊野七郷」と称していたことを述べており、熊野に川角・平谷・押込を含んでいる。この記録が野間氏による領国形成以前の古い伝承である。

ところで、この養限郷も平安時代にはいつて律令制による支配体制が大きく動揺し、やがて崩壊への度を速めるとともに、郷自体も変質して消滅してゆく命運にあった。養限郷の場合、「ヤ」が脱落して「クマ」のみとなつて「クマノサト」と称され、熊野信仰の影響もあつて「熊野」の字を宛てるようになったのであろうか。

郷民の負担

養限郷が熊野盆地に存在していたことを述べてきたが、そうすると、この郷は東が賀茂郡と接し、南と西は安満郷、北は駅家郷(荒山)と接していたことになる。

ところで、隣接する安満郷のものと考えられる調の木簡を紹介し、律令制下の郷民が国家によって徴発された負担について触れておきたい。昭和五十四年(一九七九)九月から翌年三月にかけて藤原宮の東面北門跡とみられるところを発掘した際に出土した木簡(『飛鳥藤原宮発掘調査 出土木簡概観』(五)のなかに、

(表) 安藝國安藝郡^(海)里

(裏) 倉椅^(名代カ)斗[□]調塩三斗

と墨書されたものが含まれていた。残念ながら里の名が読めないことと、人名の名の部分が名代かと推測されるが読み難い。しかし人名から考えると、里名が推定できる。「倉椅斗」は「倉橋部」という姓であるから、調の塩三斗を納付したのは倉橋島居住の海人と考えられるので、倉橋島が所属した里は「海」里である。藤原宮は持統八年(六九四)から和銅三年(七一〇)まで、十数年間の都であり、この間の大宝元年(七〇一)から大宝二年(七〇二)にかけて大宝律令が施行されたのである。木簡には「安藝郡」と「郡」字を用いているから、大宝元年(七〇一)大宝令の施行後であることを示し、里が郷と改称するのは靈龜元年(七一五)であるから、靈龜元年以前とみてよく、藤原宮東面北門跡から出土した木簡のなかに数例「和銅元年」の年紀の記載されたものがあるので、^{あまのさと}海^{くらはしべのなしろ}里の倉橋部名代(?)が納めた調の塩は和銅元年(七〇八)であつたらしい。郷民は六歳以上の男女に口分田が^{はんぎゆう}班給され、^そ租を負担して、^{ちよう}調と^{よう}庸は成年男子に課せられ、^{さいえき}調は地方の産物を納め、^{さいえき}庸は歳役一〇日を務める代りに米や布をもって物納した。さて、調の塩は、令制では正丁(二二歳〜六〇歳の男子)一人三斗と規定しているので、倉橋部名代(?)は令の規定どおりの上納である。九世紀後半ごろの実態を記載しているとみられる『延喜式』

によると、安芸国は、調として綾織物・絹・糸（キヤイト）・塩、庸として糸と塩を納めるよう規定されている。このようにみてくると、海里（安満郷）のように、海岸・島嶼の海人には調、庸として塩を課せられたことを知るのであるが、養限里（郷）のように盆地で農耕生活を営む民に課せられた調や庸については明らかではない。ただ令制によると、戸は園地に桑を植えるよう義務付けられており、養蚕による生糸生産が課せられていた可能性もある。綾織物・絹織物などは国府とその近辺の工房で生産されたのであろう。

律令制の解体

八世紀初頭に確立した律令体制は、やがてその基盤である公地・公民制が揺ぎ始め、九世紀にはいると体制維持のために諸種の政策がうち出されたけれども、崩れてゆく勢いを押し留めることはできなくなっていた。九世紀末から一〇世紀中ごろにかけての醍醐天皇と村上天皇の治世を、後世に延喜・天曆の治と称して理想的聖代としているが、両治世の間に承平・天慶の乱が勃発しており、いわば律令体制が解体する直前の残照期にすぎない。そして、続く摂関政治期から院政期にかけて支配体制は大きく変質してしまうのである。この時期の地方に目をむけると、諸国は相変らず国司の支配下にあったが、かれらが赴任地へ行かず在京のままである場合も多く、行政官というより、一定量の官物貢進を請負うだけでよい存在に変化していった。また郡郷体制もその実体を失い、郡司・郷長層の没落が相次ぎ、かれらが果たしてきた行政機能をも吸収して、国衙（国府）には政所・税所・細工所・健児所などが設けられ、そこへは在地領主層が在庁官人として運営を分担するようになった。国衙の支配する土地は国衙領あるいは公領と呼ばれたが、耕地は富裕な有力農民による請作が一般化し、在地領主層の土豪が郡司・郷司・保司に任ぜられて特権を保證され、私物化されてしまった。このような変容の要因は公地公民制の動揺から崩壊の過程で生じてきた荘園の増大である。荘園は公領に対置するもので、在地領主や富裕な農民によって開発された私領で、中央貴族や大寺院に寄進して成立し

たものが比較的多いのであるが、諸国において、耕地の過半が荘園となるのは一二世紀中ごろ以降の院政期であるといわれる。開発領主によって寄進された中央貴族や大寺院は本家、領家となり、開発領主自身は預所・下司などの荘官となつて、実質上の所有権、経営権を手元に留保していた。

ところで、摂関政治期から院政期にかけての養限郷については、その消長を知る史料がなく、残念ながら不明といわざるを得ない。しかし西に隣接する安満郷については、院政期には皇室領荘園となつていた。この荘園は天永年間（一一二〇—一一二二）の白河法皇院政期に鳥羽天皇の勅によつて立荘されたといわれ、長承元年（一一三二）にいたり院政をとる鳥羽上皇によつて、本年貢が相折されて高野山宝塔院の仏聖人供料に寄進された。この荘園の本家職は鳥羽上皇の所有であつたが、やがてそれは皇后美福門院藤原得子へ譲渡され、彼女の死後は平清盛の弟であり、彼がこの荘の領家になつた時期は不明であるが、治承三年（一一七九）には彼の所有する職を割いて嚴島神社供料に充て、翌治承四年（一一八〇）には八条院の所有していた雑公事が免除されて嚴島神社に寄進されたことになっている。ところで在地における預所・下司については、残念ながらそれを語る史料がない。